

病院施設電力供給業務 仕様書

1. 概要

- (1) 件名 国民健康保険平戸市民病院施設で使用する電力の供給
- (2) 履行場所 国民健康保険平戸市民病院
平戸市草積町1125番地12
- (3) 業種・用途 病院

2. 仕様

(1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 交流3相3線式
- イ 供給電圧(標準電圧) 6,600V
- ウ 計量電圧(標準電圧) 6,600V
- エ 標準周波数 60Hz
- オ 受電方式 交流3相3線式 1回線受電
- カ 蓄熱式負荷設備の有無 無
- キ 太陽光発電設備の有無 無

(2) 契約電力及び予定使用電力量

- ア 契約電力 346kW 以内
ただし、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力の内、いずれか大きい値とする。
- イ 予定使用電力量 1,212,500kWh
(月別の予定使用電力量は、別紙2のとおり。)
- ウ 使用電力量実績(参考) 別紙3のとおり

(3) 供給期間

令和3年4月1日0時から令和4年3月31日24時まで

(4) 供給地点

対象物件の平戸市所有開閉器の電源側接続点

(5) 電気工作物の財産分界点

供給地点と同様。ただし、取引用計量装置は、一般送配電事業者の所有とする。

(6) 保安上の責任分界点

供給地点と同様。

3. その他

- (1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めないその他の供給条件については、平戸管内の一般送配電事業所が定める特的規模需要の標準供給条件による。
- (2) 見積金額の算定に当たっては、力率は100パーセントとし、燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。尚、実際の取引においては、毎月の実測力率により調整可能とし、燃料費調整単価については、平戸管内の一般配電事業所の算定と同様とする。

病院施設電力供給業務 仕様書

- (3) 電力供給における料金その他を計算する場合の単価及びその端数処理は、次のとおりとする。
 - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は1キロワットアワーとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
 - ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、小数点以下を切り捨てる。
 - エ 力率の単位は1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- (4) 使用電力量の検針後、検針結果（種別、使用電力量、単価、料金等）を速やかに通知するものとする。
- (5) 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等について調整が必要な場合には、一般送配電事業所と調整すること。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。

病院施設電力供給業務 仕様書

1. 概要

- (1) 件名 平戸市立生月病院施設で使用する電力の供給
(2) 履行場所 平戸市立生月病院
平戸市生月町山田免2956番地
(3) 業種・用途 病院

2. 仕様

(1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 交流 3 相 3 線式
イ 供給電圧(標準電圧) 6,600V
ウ 計量電圧(標準電圧) 6,600V
エ 標準周波数 60Hz
オ 受電方式 交流 3 相 3 線式 1 回線受電
カ 蓄熱式負荷設備の有無 無
キ 太陽光発電設備の有無 無

(2) 契約電力及び予定使用電力量

- ア 契約電力 157kW 以内
ただし、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力の内、いずれか大きい値とする。
イ 予定使用電力量 515,800kWh
(月別の予定使用電力量は、別紙 2 のとおり。)
ウ 使用電力量実績(参考) 別紙 3 のとおり

(3) 供給期間

令和 3 年 4 月 1 日 0 時から令和 4 年 3 月 31 日 24 時まで

(4) 供給地点

対象物件の平戸市所有開閉器の電源側接続点

(5) 電気工作物の財産分界点

供給地点と同様。ただし、取引用計量装置は、一般送配電事業者の所有とする。

(6) 保安上の責任分界点

供給地点と同様。

3. その他

- (1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めないその他の供給条件については、平戸管内の一般送配電事業所が定める特的規模需要の標準供給条件による。
(2) 見積金額の算定に当たっては、力率は 100 パーセントとし、燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。尚、実際の取引においては、毎月の実測力率により調整可能とし、燃料費調整単価については、平戸管内の一般配電事業所の算定と同様とする。

病院施設電力供給業務 仕様書

- (3) 電力供給における料金その他を計算する場合の単価及びその端数処理は、次のとおりとする。
- ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は1キロワットアワーとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
 - ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、小数点以下を切り捨てる。
 - エ 力率の単位は1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- (4) 使用電力量の検針後、検針結果（種別、使用電力量、単価、料金等）を速やかに通知するものとする。
- (5) 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等について調整が必要な場合には、一般送配電事業所と調整すること。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。